

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024 年 4 月 1 日

Chatwork 株式会社

株式会社 kubell パートナー

2024年4月1日

新設分割に係る事後開示書面

東京都港区西新橋 1-1-1 WeWork 日比谷 FORT TOWER
Chatwork 株式会社
代表取締役兼社長上級執行役員 CEO 山本 正喜

東京都港区西新橋 1-1-1 WeWork 日比谷 FORT TOWER
株式会社 kubell パートナー
代表取締役社長 岡田 亮一

Chatwork 株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2024年2月9日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2024年4月1日をもって、分割会社のBPaaS（Business Process as a Service）事業（顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずそれらの業務のビジネスプロセスそのものをサービスとして提供する事業。以下「本事業」といいます。）を、新たに設立した株式会社 kubell パートナー（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。本分割に関する会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2024年4月1日
2. 法定手続きの経過
 - (1) 新設分割の差止請求（会社法施行規則第209条第2号）
本分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第805条の2ただし書きに規定する場合に該当するため、株主には差止請求権が認められません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第209条第3号）
本分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。
 - (3) 新株予約権の買取請求（会社法施行規則第209条第3号）
分割会社には、会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権がなく、同条同項に定める新株予約権者がおりませんので、新株予約権の買取請求に関する手続は実施しておりません。
 - (4) 債権者の異議（会社法施行規則第209条第3号）
本分割において、分割会社は、新会社に承継される債務について重畳的債務引受けをしており、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がいないため、債権者の異議に関する手続は実施しておりません。
3. 本分割により新会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第

209 条第 4 号)

新会社は、本新設分割計画書の定めるところにより、分割会社から、2024 年 4 月 1 日をもって、本事業に属する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。新会社が分割会社から承継した資産の額は、1,189,624 千円（概算）であり、承継した負債の額は、114,388 千円（概算）です。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）
該当事項はありません。

以 上